

やましろ健康医療生協ニュース

2025年元旦

迎春



2025年1月のご案内

- 野山を歩こう会
12日(日)吉田山 (左京区)& 総会
- 絵手紙サークル
16日(木)午前10時～12時
- 駅頭宣伝「憲法と医療」近鉄小倉駅
17日(金)午後5時30分～6時00分
- 園芸サークル 診療所中庭
18日(土)午前 8時30分～
- 健康体操教室 2部制です。
18日(土)午前9時～・11時～
事前予約制 申し込みは受付へ
- 法律相談(予約制です)
21日(火)午後6時～8時
- ニュース発送作業
24日(金)午前9時～

発行：やましろ健康医療生活協同組合
編集：広報委員会 **No.374**
〒611-0033 宇治市大久保町山ノ内 19-1
TEL: 0774-46-5151 FAX: 0774-46-5201

<http://www.iryouseikyoku.jp>

検索「やましろ健康医療生協」

※住所、電話番号の変更、同居家族の変更等の場合はお知らせ下さい。

組合員数 4986人(11月末現在)

マイナンバーカードが無くても、従来の保険証・医療証で受診・投薬は可能です。

お楽しみ健康クイズ

応募のきまり

●ハガキにまちがい7ヶ所を書いて、住所、氏名、電話番号を記入の上、送付して下さい。FAX、持参でも結構です。

●正解者のうち抽選で5人の方にクオカードを進呈します。当選者のお名前はニュースで紹介します。

●締切り 1月10日

前回の当選者(敬称略)

前回の正解は：「左の人の袖「猫」「前の子の口」「前の子のズボン」「おじいさんの眼鏡」「右から2番目の右手」「鳥の花」の7ヶ所でした。応募数21人・正解は16人でした。抽選の結果、次の方が当選されました。

宮本 博一 (宇治市)
 中村 恵子 (京都市)
 寺内 直子 (宇治市)
 岡田 安寿子 (宇治市)
 品川 久代 (宇治市)

クイズの答えといっしょにいただいたお便りは「声」欄で紹介させていただきますことがあります。ご了承ください。



絵や線の濃淡は含みません



1月24日(金)の午前中です。
 ニュースの封筒詰めにご協力下さい。2月号の封筒詰め作業日は1月24日(金)の午前中です。
 広報委員会

あさくら診療所は月・水・木の午前診療・倉田外来は予約制です。土曜日は、1・3週のみ。

	月	火	水	木	金	土
午前	河本内 西田内	河本内	河本内 池野内	河本内 平松内	河本内 倉田(1・3)	河本(1・3)
午後	往診	往診	往診	予約外来 神経内科(2・4)	往診	
夜	河本内	上赤内	富岡内	休診	河本内	

★あさくら診療所 医師体制表
 午前の診察は 9時～12時
 夜の診察は 6時～8時
 電話 0774-46-5151
 倉田医師の診療は1月17日より再開いたします。

★あさくら診療所歯科 医師体制表
 診察は予約制です。時間はお問い合わせ下さい。急患の場合はご連絡下さい。
 電話 0774-41-3335

予約外来・検査(医科)

胃カメラ 第1・3土曜午前
 腹部エコー 第1・3・5火曜午前
 をはじめ 第2・第4 木曜午前
 各種エコー 第1土曜午前
 栄養指導 第1・2・4・5金曜夜
 第3土曜午前
 各種予防接種は随時実施 要予約

	月	火	水	木	金	土
午前	中村赤毛	中村赤毛	中村赤毛	中村赤毛	中村赤毛	休診
午後	赤毛	中村	赤毛	休診	中村	
往診	中村	赤毛	中村		赤毛	
夜	中村	休診	中村赤毛	休診	赤毛	

「介護保険制度の改善を求める請願署名」のご協力ありがとうございます。

宇治市 宮本博一さん

心豊かで穏やかで楽しい
事が思える年であります様
に！

城陽市 竹村心一さん

2024年もいろんな分
野で、著名な方が亡くなら
れた。中でも、私は高石と
もやさんが亡くなられたと
聞き、大きなショックを受
けた。学生時代から彼とそ
のバンドの歌をよく聞き、
優しく楽しいメロディと
人間味のある歌詞にひか
れ、ずっと歌い、口ずさん
できた。日本のフォーク界
の草分と言われている彼だ
が、その彼が残した音楽は
これからもずっと歌い継が
れていくだろう。

宇治市 橋本由美子さん

11月からあさくら診療
所の園芸サークルに入っ
て、色々な苗を植えたり、
種をまいたり、草取りをし
たりと楽しいですよ。私の
家の花壇にも花を植えて楽
しんでいますよ。

宇治市 木下節子さん

砂時計 つるべ落とし
や 飯炊ける
うぶすなの 茅葺の里

冬囲い

天仰ぐ 綿菓子のように

ひつじ雲

あつあつの 中華を囲

み 年忘れ

京田辺市 所川和美さん

いよいよ今日から師走
に突入。そのわりには暖
かい日が続くので私はル
ンルンです。みなさんは
どうですか。それはそう
と、年賀状も減らせてう
れしい！ 巳年は私はこ
わいですが、かわいとい
う人もありますね。10
年程前に自分の家を建て
替えた時、自分の家から
隣の家へ大きな白蛇が移
動しているのを見まし
た。すごかった。

いつも、たくさん「声」

ありがとうございます。2

00字以内で10日までにお

願います。(広報委員会)

野山を歩こう会 1月例会ご案内

- 行き先：吉田山(京都市左京区)&総会
- 日時 1月12日(日)
- 費用：年会費 2,400円+懇親会費 3,000円。
- 集合：京阪出町柳駅 9時15分
- 持ち物：雨具・水筒・行動食
- 検温・体調管理・マスクの着用を徹底します。
- 申込 尊田 22-8657 池本 43-2604 まで



園芸サークルのおたより

次回 1月18日(土) 午前8:30~

寒い季節になりましたが、花壇の花はけなげに咲いてくれます。チューリップも春には咲いてくれるでしょう。お家で増えすぎた苗があれば、提供お待ちしております。今は、水仙の花が咲き始めました。興味のある方はご参加お待ちしております。

健康体操教室のお知らせ

- 日時 1月18日(土) 参加費1回500円
- 1回目 午前9時 ~ 10時30分
- 2回目 午前11時 ~ 12時30分
- 講師：友久典子さん(理学療法士)
- 会場：あさくら診療所ホール
- *動きやすい服装・タオル・水筒・上履き
予約制です。あさくら診療所受付まで。

毎月 第3金曜日(午後5時30分~)

宇治・城陽・新田辺等の駅にて
社会保障・平和の宣伝を実施しています。

1/17(金)午後5時30分~
近鉄小倉駅

「介護保険制度の充実を」
お近くの方のご参加をお待ちしていま
す。 社会保障・平和委員会

法律相談(予約制)

(無料・1件30分)

- 1月21日(火)午後6時~8時
診療所2階会議室
- 京都南法律事務所の弁護士さん
がお聞きします。医療生協の組合員
とご家族が対象です。
- 受付は20日(月)の午前中まで。

絵手紙サークル

1月16日(木)

午前10時から

・申し込み江黒さんまで
(090・2014・
0326)

謹賀新年

やましろ健康医療生協

河本一成理事長

新年あけましておめでとございます。

昨年はやましろ健康医療生活協同組合開設30周年を迎え、記念式典を行いました。感染症対策の継続で講演のみの企画となりましたが、初代所長の池野先生をはじめ、様々な方のお話をうかがい、地域の方や諸団体、医療機関の皆さんに医療生協の成り立ちや理念を知っていただき、私たち自身も自覚を新たにすることができました。皆さんに寄付や増資をお願いし、診療所の土地を購入し、玄関の二重扉の設置やトイレ改修を行いました。多くの方に協力をお願いした

きました。心から感謝いたします。また昨年は元旦から能登半島地震が起き、復興途中の被災地を豪雨災害が襲うという、災害の年でもありました。

国は復興には力を入れず、アメリカの言いなりになって戦争をする国になるために莫大なお金をつぎ込んでいます。健康を守るためには平和な世界を作らなければならぬ、というのが医療生協の理念です。

30周年事業の一つとして、憲法9条の碑の建立も計画しています。今年も医療、介護の活動、社会を変え、平和を守る活動に全力で取り組んでまいります。皆さんのご協力をよろしくお願います。

あさくら診療所 歯科所長 中村真二

新年あけましておめでとございます。

昨年3月末に歯科開設当初から所長として勤められていた平田先生が定年退職され、あさくら歯科は歯科医師二人体制となりました。

一人が受け持つ患者さんが大幅に増え、慌ただしくも、一人一人の患者さんにより良い歯科医療を提供できるよう努めてまいりました。

衛生士は歯周病の治療・管理に全力を挙げ、技工士はより精度の高い技工物（被せ物や義歯など）の作製に励み、事務は患者さん一人一人の対応に間違いが無いよう取り組んでおりました。

今年の4月からは、新卒の新人衛生士が一人スタッフとして加わる予定です。更に体制が充実して、組合

員の皆さんはじめ来院される患者さんの希望と期待に応えられる歯科としてこれからも地域に貢献できるようスタッフ一同励みます。今年もよろしくお願い致します。

あさくら診療所

所長河本一成

新年あけましておめでとございます。

旧年中は診療所の医療活動に組合員や地域の皆さんの多くのご協力を頂き、本当にありがとうございました。生活習慣病の療養計画書の作成などで診察に時間がかかるようになり、番号札の導入などを行いました。待ち時間の短縮だけでなく、患者さんが慢性疾患やその治療に対する理解を深められるよう、今後とも診療所職員一丸となって努力していきます。新型コロナウイルス感染症は大きな流行はなかったものの引き続き発生

しています。インフルエンザも流行しつつあります。感染症に対する対応も引き続き行っていきます。昨年はまた新たに带状疱疹のワクチンの導入も行いました。病気の予防や早期発見のための健診活動もさらに進めていきます。高齢化に伴って通院できなくなった方には、スムーズに往診に移行できるように調整します。本年もご協力をよろしくお願います。

ケアステーションあさくら

所長 柴田いずみ

新年明けましておめでとございます。2024年はやましろ健康医療生協が30周年を迎えることができました。

ケアステーションあさくらも訪問看護ステーションあさくら時代を含めると今年で25年になります。介護保険制度も施行されてから25年目となります。3年毎の制度見直しが行なわれ、介護保険サービスも様々な変化があります。介護認定を受けている人の数は、2000年は29万人だったのが現在は715万人に増加しています。利用者の負担金も全ての人が1割負担でしたが今では1/3割に変更されています。

す。介護職は慢性的な人員不足でケアマネジャーも足りません。昨年4月には介護保険制度の改定があり、ケアマネジャー一人当たりの担当ケースの上限枠が増やされケースの上限枠が増やされケアステーションあさくらでも担当ケースを増やして対応しています。介護は子育てとは違い、いつまで続くかわからない不安や現状よりも悪化するのではないかといった不安があります。少しでも不安な部分を軽減でき在宅での介護生活が円滑に行えるよう今年も支援させていただきたいと考えます。

さぽーとゆう・ゆう・ゆう
所長 小野るい子

新年あけましておめでとうございます。

昨年ご利用者さん、組合員さん、地域の方々、沢山の人たちに支えられご協力を頂き本当にありがとうございます。

昨年、9月にやましろ健康医療生活協同組合設立30周年を迎え、10月26日に30周年記念式典を開催

することができました。私も実行委員として記念誌担当で参加させていただき、やましろ健康医療生協の歴史や成り立ち、そこに関わった組合員さんの思いを知ることが出来て本当に勉強になりました。「地域のための診療所を作る」このような一大プロジェクトを成しえ、支え、続けてきたこと、ひとえに組合員さんの力、地域の力、民医連や関連組織等の協力を受けて支えられての今があることに感謝を受けました。

記念式典では聞くことが出来なかつた組合員さんの声をもっと聞きたいと思いました。他の行事や班会などでも感謝の気持ちを伝えて行かなければと思っております。

今や、やましろ健康医療生協の設立時を知る人たちも高齢となり、語り継ぐ人たちも少なくなっていると聞いています。30年前の組合員さんの「診療所を作る」という熱い思いを今の若い世代にも繋げて行かなければならないと感じています。

今こそ、30年間の振り返りと学びから、今後の10年、20年後のやましろ健康医療生協を想像し、私たちがこれから出来る事は何かを模索しなければならぬと思っています。

ヘルパーさん募集中
ヘルパーステーション さぽーと ゆう・ゆう・ゆう
※時給:平日 1200円から:土・日・祝 1500円から
※ボーナス(年2回) 6・12月
※勤務時間 8:00~18:00
※資格:介護福祉士・介護初任者研修(旧ヘルパー2級)
お問い合わせは(小野まで) TEL:0774-54-5055

増資・寄付金のお礼
理事長 河本一成

2024年6月の総代会で、あさくら診療所の土地購入と、トイレ・入口の改修について確認をいただき、10月に、契約を完了しました。土地の取得には9000万円、トイレ・入口の改修には750万円の事業を実施。9月から2000万円の増資・寄付金の依頼を組合員のみなさんにお願いをいたしました。

9月から呼びかけを行い、12月10日、延べ420人の方より目標を上回る2300万円の増資・寄付のご協力をいただきました。あらためて、役員一同、組合員の皆さまのご協力に心から感謝申し上げます。30周年の記念式典での、近隣の医療・介護事業所からの熱い期待と、組合員ののちと健康を守る拠点として、より一層の努力をし、前進する事が何よりも大切と肝に銘じています。増資・寄付金のお願につきましては、12月末で一旦終了とさせていただきます。

「核亡き世界へ共に」
日本被団協がノーベル平和賞を受賞

10日オスロでノーベル平和賞受賞式が行われ日本被団協の代表が講演をされた。

生きながらえた原爆被害者は歴史上未曾有の非人道的な被害を再び繰り返すことのないようにと。日本政府の「戦争の被害は国民が受忍しなければならぬ」との主張に抗い、国による補償を求め、また核兵器は極めて非人道的な殺りく兵器であり人類とは共存させてはならない、すみやかに廃絶しなければならぬ。核兵器の保有と使用を前提とする核抑止論ではなく、核兵器は一発たりとも持つてはいけないというのが原爆被害者の心からの願いです。核兵器国とそれらの同盟国に核兵器は人類と共存させてはならないという信念が根付き、自国の政府の核政策を変える力になるよう願っている。人類が核兵器で自滅する事の無いように。(ストックホルムにて)



宇治市 南川多津夫さん

国民の憤りを反映した国政選挙で与党過半数割れにもかかわらず、政治資金収支報告書に不記載のあった議員が、党の要と言える重要な職務である自民党の役職を任じられました。国民の審判を歯牙にもかけない姿勢、民主主義の欠片もない自民党に国政は任せられません。怒りを込めた一首です。

怒りける 民の気持ち
逆撫です 党の要に 裏金議員

宇治市 寺内直子さん

劇的改善!! 数年前から左下奥歯に違和感を覚え、嘔む度にグキッとかがキツとか、不快極まりなかった。そのため、長らくほぼ右側だけで咀嚼していた。他院でも検査を受け、歯根膜炎、

と言われ、マウスピースも作り、嘔みしめの緩和に努めたが、一向に良くならぬ。9月にN医師に伝えると、「削りましょう!」と。

何十年ぶりの削りに全身硬直。終わったら背面、汗びっしょり。帰宅後、左で食べてみた。何ともない! ピリともしない! 試しにおせんべいも、大丈夫!! まるで魔法にでもかかったみたい。まさか医療の現場でマホウもないだろうと思ひ、次の検診時に聞いてみた。

N医師の丁寧な説明に全納得!! 後何年生きるかわからないけれど、生活の全分野でなるべく不快要素をなくし、快適に暮らしたいと願っている私には、4人目のDrはやはり救世主と思えた。ありがとうございました。

宇治市 山根ますおさん

この頃ニュースを見ると不愉快になる。裏金に無公認支部にも二千万円を手渡す。党代表の不倫。パワハラ知事の失職と再度の立候補。SNS選挙で当選、なんや物議中の申し立てをさ

れても正当化する。なんでもありか。話をよく聞くと、テレビ新聞も見る人が少なくなったんやつて。アナログ人は考えられん。今や戦争もゲームのように流れる時代。なんでもかんでも理屈をつけて正当化する。こんな人達が国を動かそうとする。嘆かわしい事だ。

京都市 中村恵子さん

トールペイントサークルから帰宅したらやましろ医療生協ニュースが届いていて疲れているはずなのに思わずクイズに向かってしまいました。いつも炭山時代を思い起こすニュースです。

宇治市 狭間良子さん

おすすめの本『さよなら田中さん』鈴木るりかさん中学生の方が書いたと思えない。貧しくてもキラキラ光る感動がありました。

城陽市 稲富喜美子さん

今年も何と早くに時間がすぎさった様に思われます。主人存命の折にはこんなに時間が早くすぎさった

だろうかと…。来る年は私のまわり年。巳年84才になります。元気ですごさせてもらって感謝の毎日です。

木津川市 中野やすこさん

健康医療生協創立30周年おめでとうございます。創立時、奥田修三立命館大文学名誉教授が、理事長さんだったのですね。奥田先生は「戦争遺跡に平和を学ぶ京都の会」も初代、代表をやって頂いて居りました。

又森川理事長さんも4数年前、山城町会議員選挙の時に我が家に毎日お出で下さって、お世話になりました。色んなご縁を頂き改めて感謝申し上げます。

宇治市 石野望さん

アジア太平洋戦争から83年戦争しないさせない決意を

戦争をアジア太平洋に拡大した1941年12月から83年が経ちました。日本国民310万人以上アジア諸国民2000万人以上の犠牲を出した戦争から苦しみと大きな被害を与えた反

省の上に立って戦争を繰り返さない決意を新たにしましょう。日米同盟絶対の戦争準備をすすめ軍事費が5年間で43兆円もの巨費を使うなど戦争政策推し進める戦争準備ストッパーの思いを行動に!

宇治市 森川和子さん

先日久しぶりにあきくら診療所へ行き、洋式トイレになっていてとても嬉しかったです。

宇治市 雑賀美代子さん

先日身長を測ったら若い頃より5mm低くなっていました。看護師さんは誤差の範囲と言ってくれましたが少しショックでした。これからは背筋を伸ばして歩こうと思います。

久御山町 中村都子さん

毎朝、朝焼の空を見上げながらラジオ体操に行く。体操が始まる頃に太陽が顔を照らす。まぶしい太陽の光を全身に浴びながらする体操が最高! 元気を貰って一日が始まるのってとても幸せで有難いなあ!

【表4】 給与所得控除の計算式 (速算表)

2020年(令和2年)分～

給与の年収額	控除額
162.5万円まで	55万円
162.5万円超 180万円以下	年収額×40%－10万円
180万円超 360万円以下	年収額×30%＋8万円
360万円超 660万円以下	年収額×20%＋44万円
660万円超 850万円以下	年収額×10%＋110万円
850万円超	195万円(上限)

(ただし給与収入が660万円未満は、「所得税法別表第5」により「簡易給与所得表」を使う)

【表5】 給与所得控除を引いた給与所得の計算式

2020年(令和2年)分～

給与収入額 (A)		給与所得額計算式
1円から	550,999円まで	0円
551,000円～	1,618,999円～	(A)－550,000円
1,619,000円～	1,619,999円～	1,069,000円
1,620,000円～	1,621,999円～	1,070,000円
1,622,000円～	1,623,999円～	1,072,000円
1,624,000円～	1,627,999円～	1,074,000円
1,628,000円～	1,799,999円～	(B)×2.4＋100,000円
1,800,000円～	3,599,999円～	(B)×2.8－80,000円
3,600,000円～	6,599,999円～	(B)×3.2－440,000円
6,600,000円～	8,499,999円～	(A)×0.9－1,100,000円
8,500,000円～		(A)－1,950,000円

※(B)=(A)÷4 (千円未満は切り捨て)

【表6】 公的年金等控除と所得の計算式 (年金以外の所得が1000万円以下の場合)

受給者の年齢	その年中の公的年金等の収入金額の合計額 (A)	公的年金等控除額	公的年金等控除後の所得
65歳未満の人	130万円未満	60万円	(A)－60万円
	130万円以上 410万円未満	(A)×0.25＋27.5万円	(A)×0.75－27.5万円
	410万円以上 770万円未満	(A)×0.15＋68.5万円	(A)×0.85－68.5万円
	770万円以上 1,000万円未満	(A)×0.05＋145.5万円	(A)×0.95－145.5万円
	1,000万円以上	195.5万円	(A)－195.5万円
65歳以上の人	330万円未満	110万円	(A)－110万円
	330万円以上 410万円未満	(A)×0.25＋27.5万円	(A)×0.75－27.5万円
	410万円以上 770万円未満	(A)×0.15＋68.5万円	(A)×0.85－68.5万円
	770万円以上 1,000万円未満	(A)×0.05＋145.5万円	(A)×0.95－145.5万円
	1,000万円以上	195.5万円	(A)－195.5万円

【表2】 所得の計算式 (所得税も住民税も同じ)

- ①給与所得＝総収入－(給与所得控除＋(特定支出額－給与所得控除の戻り))
- ②事業所得＝収入(総売上高)－必要経費(仕入＋必要経費)－専従者控除
- ③農業所得＝農業収入－必要経費－専従者控除

【表3】 住民税の調整控除の計算式

課税所得金額が200万円以下	次の1、2のいずれか少ない金額の5% (※) 1 所得税と住民税の人的控除額の差額の合計額 2 課税所得金額
課税所得金額が200万円超	(所得税と住民税の人的控除額の差の合計額－(課税所得金額－200万円))の5% この金額が2,500円未満の場合は2,500円

所得を計算する場合、収入から控除項目があります。基礎控除をはじめ、6種類の人的控除・7種類の金銭的控除があり、それぞれ控除条件・控除金額に違いがあるため、税務署等でご確認をお願いします。

【表9】 所得税の税率表

2015(平成27)年分～

課税される所得金額 (A)	税率	税額の計算
1,000円から 1,949,000円まで	5%	(A)×0.05
1,950,000円から 3,299,000円まで	10%	(A)×0.1－9万7500円
3,300,000円から 6,949,000円まで	20%	(A)×0.2－42万7500円
6,950,000円から 8,999,000円まで	23%	(A)×0.23－63万6000円
9,000,000円から17,999,000円まで	33%	(A)×0.33－153万6000円
18,000,000円から39,999,000円	40%	(A)×0.4－279万6000円
40,000,000円以上	45%	(A)×0.45－479万6000円

(注) 税額の計算額の金額は速算控除額
(注) 2024年分は1人3万円の税額を控除
(注) 算出した所得税額に2.1%乗じた額を上乗せ(復興特別増税)

【表10】 配偶者控除額と配偶者特別控除額

2020(令和2)年分～

	配偶者の所得	申告者の所得		
		900万円以下	950万円以下	1000万円以下
配偶者控除	0～48万円	38万(33万)	26万(22万)	13万(11万)
老人配偶者控除	48万1円～95万円	48万(38万)	32万(26万)	16万(13万)
配偶者特別控除	48万1円～95万円	38万(33万)	26万(22万)	13万(11万)
	95万1円～100万円	36万(33万)	24万(22万)	12万(11万)
	100万1円～105万円	31万(31万)	21万(21万)	11万(11万)
	105万1円～110万円	26万(26万)	18万(18万)	9万(9万)
	110万1円～115万円	21万(21万)	14万(14万)	7万(7万)
	115万1円～120万円	16万(16万)	11万(11万)	6万(6万)
	120万1円～125万円	11万(11万)	8万(8万)	4万(4万)
	125万1円～130万円	6万(6万)	4万(4万)	2万(2万)
	130万1円～133万円	3万(3万)	2万(2万)	1万(1万)
	133万1円～	0円(0)	0円(0)	0円(0)

※申告者の所得が1000万円超の場合は、配偶者控除・配偶者特別控除は引けなくなった

【表11】 医療費控除の計算式 (所得税・住民税とも同じ)

医療費負担額※ (保険金などを除く) $\begin{cases} 10万円 \\ \text{または} \\ \text{所得金額の5\%} \end{cases}$ = 医療費控除額 (最高200万円)

※医療費は、2024年中に実際に支払ったものに限って控除の対象。
○セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)
対象医薬品の購入金額(スイッチOTC医薬品) $\begin{cases} 12,000円 \\ \text{または} \\ \text{医療費控除額} \\ \text{(最高88,000円)} \end{cases}$

(注) セルフメディケーション税制と通常の医療費控除はいずれか一方を選択

(※医療費から除く(保険金))
①社会保険などからの療養費、高額療養費、出産育児一時金
②医療費の補てんのための損害賠償金
③生命保険契約などの入院費給付金ほか

紙の健康保険証は捨てないでください
あさくら診療所事務

12月2日から新規の保険証の発行はしないと国が発表してから、多くの方より問い合わせをいただいています。

今までお持ちの健康保険証は「12月2日以降も有効期限まで使えます。」

○市町村国保、建築国保などの方は有効期限まで今の保険証が使えます。

○75歳以上の方は2025年7月末まで今の保険証が使えます。

○会社員や家族の方は2025年12月1日まで今の保険証が使えます。

有効期限後は「資格確認書」で受診できません。

資格確認書は今の保険証と同じ様式で申請なしで保険者から送付されてきます。

「マイナンバーカードが無いと、受診できない。」「お薬がもらえない」と思われている方も多数いらっしゃいます。今までの保険証や、資格確認書があれば、有効期限ま

では今までと同様に医療機関の窓口で提示する事で、診察は受けられます。また、マイナンバーカードで受診の時も、カードの読み取りエラーが発生する場合があります。（医療機関の問題では無いです。）
（医療機関の問題では無いようです）
こんな時にも、従来の保険証や資格確認書の提示で今までと同じように診察や投薬を受ける事が出来ます。

あさくら診療所の内科・歯科の受付では、今までの保険証、資格確認書で受付を行っています。マイナンバーカードでの受付を希望の方は、カードリーダーで確認をしています。どちらも可能です。マイナンバーカードが無いと受診できないと思いき、受診をためらわれている事の方が大変です。わからない事があれば、スタッフに声をかけてください。

1. 所得税も住民税もかからない人

(所得税・住民税ともに2024年1月～12月の所得)

- ① 所得のなかった人 給与所得者やパートは、給与所得控除の最低額55万円までは所得はゼロ。
- ② 公的高齢年金は65歳以上は110万円
65歳未満の人は60万円までは所得はゼロ。

2. 住民税の均等割りも所得割もかからない人

- ① 障害者・未成年者・寡婦、ひとり親で135万円以下、給与収入で204万円以下の人
- ② 所得が均等割り非課税基準以下の人
基準は納税者本人と控除対象配偶者・扶養親族の合計数に次の金額をかけた所得以下。
宇治市・城陽市・久御山町は2級地です。

申告人数	本人1人	2人	3人	4人	1人増すごとに
2級地	41.5万円	91.9万円	123.4万円	154.9万円	31.5万円

3. 住民税の所得割がかからない人

本人・家族数	1人	2人	3人	4人	5人
所得	45万円	112万円	147万円	182万円	217万円
給与収入	100万円	170.4万円	221.6万円	271.6万円	321.6万円

以下は税金のかからない主な所得

傷病者・遺族の恩給・年金。給与所得者の出張・転勤・交通費の手当。父母からの学資金・法定扶養料・交通事故・労災などの損害賠償金・慰謝料
健康保険・雇用保険の給付など。

税金や所得は以下の生活に密着した項目に影響します。

収入と所得・税額で決まるもの

- 介護保険料
- 介護保険利用料
- 小・中学校（就学援助）
- 高校就学支援金制度
- 高校・大学（修学資金）
- 後期高齢者医療保険料
- 施設入所費用
- 高額医療費の限度額

所得で決まるもの

- 国民健康保険税（料）
- 住民税
- 公営住宅家賃

税額で決まるもの

- 入院助産制度（出産費用）
- 保育料
- 高等学校奨学給付金事業

2025年 税申告特集
「生活と健康を守る新聞」
11月24日号より